

## 「更新のためのポイント表」改定第5版

- (1) 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同各委員会または日本臨床発達心理士会および同会支部<sup>(※)</sup>が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加。または日本臨床発達心理士会全国大会への参加の場合（講師・ワークショップ担当者・司会者・指定討論者を含む）
- |               |         |
|---------------|---------|
| 3時間の資格更新研修会   | 1ポイント   |
| 3時間未満 1.5時間まで | 0.5ポイント |
- (2) 臨床発達心理士資格認定委員会が認める他の研修会等への参加の場合（講師・ワークショップ担当者・司会者・指定討論者を含む）
- |               |         |
|---------------|---------|
| 6時間の資格更新研修会   | 1ポイント   |
| 3時間の資格更新研修会   | 0.5ポイント |
| 3時間未満 1.5時間まで | 0.2ポイント |
- (3) 臨床発達心理士のための指定科目取得講習会に講師として参加した場合
- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| 3時間の講習会を1人で担当した場合       | 2ポイント |
| 3時間未満 1.5時間までを1人で担当した場合 | 1ポイント |
- なお、(3)での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1)に振替えることができる。
- (4) 臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会において、臨床発達心理学に関する研究発表を行った、またはシンポジウム等に話題提供者として参加した場合
- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| 単独発表または連名発表の筆頭者                     | 2ポイント   |
| 筆頭者以外の発表者                           | 1ポイント   |
| 大会委員会企画シンポジウム・連合学会関連企画シンポジウムでの話題提供者 | 1ポイント   |
| 会員企画自主シンポジウム・ラウンドテーブルでの話題提供者        | 0.5ポイント |
- (5) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合
- ①臨床発達心理学に関する学術誌への発表
- |              |       |
|--------------|-------|
| 単独または共著の筆頭者  | 5ポイント |
| 共著の筆頭者以外の発表者 | 3ポイント |
- ②大学・研究所等の紀要・報告書への発表
- |              |       |
|--------------|-------|
| 単独または共著の筆頭者  | 3ポイント |
| 共著の筆頭者以外の発表者 | 1ポイント |
- (6) 臨床発達心理学に関する著書の出版をした場合
- |             |       |
|-------------|-------|
| 単著          | 5ポイント |
| 共著（分担執筆も含む） | 2ポイント |
- (7) 臨床発達心理士基本タイプ申請（予定を含む）者に対する臨床実習のスーパービジョンを行った場合（合計6ポイントを上限とする）
- |               |       |
|---------------|-------|
| 90時間          | 3ポイント |
| 90時間未満 60時間まで | 2ポイント |
| 60時間未満 30時間まで | 1ポイント |

---

「更新のためのポイント表」改定第5版は、2015年6月21日に改訂し、2015年度以降の実績について適用する。ただし、(4)における「シンポジウム等での話題提供者」について2014年3月31日以前の実績については、改定第3版に従い2ポイントに該当するものとして扱うが、2014年4月1日以降の実績については、本表に従い1ポイントに該当するものとして扱う。

---

(※) 各支部主催の研修会には、主催支部以外の会員も参加可能。